

東京都労働委員会 会長 殿

JR東日本による国労バッジ・サービス規律違反処分の撤回へ 東京都労働委員会の早期救済命令を求めます

JR東日本は国労組合員に対し、職場で組合バッジ(国労バッジ)を着けているだけで、重処分を繰り返しています。各地の労働委員会が、JR各社に対してバッジ処分の撤回を命じているにもかかわらず、JR東日本はこれを無視して「さらに厳正な処分を行わざるを得ない」という文書を張り出し、処分を減給や出勤停止へと一挙にエスカレートさせました。

こうした中で、JR東日本でただ一人、バッジ着用を続ける国労神奈川地区本部の辻井義春組合員に対し、JR東日本は出勤停止3日の重処分を年に4回も発令しています。また、鉄道本来の業務から外された国労組合員には、理由のない「サービス規律違反」処分が乱発されています。

国労つぶしを目的としたJRの不当労働行為をやめさせるため、東京都労働委員会がバッジ処分とサービス規律違反処分の撤回をJR東日本に命じるよう求めます。

【要請項目】

一、貴委員会がJR東日本に対し、国労バッジ処分・サービス規律違反処分の撤回と処分された組合員への謝罪を内容とする救済命令を早期に出すことを求めます。

一、JR東日本と国労東日本本部の間に成立した「包括和解」にとらわれず、貴委員会がバッジ処分・サービス規律違反処分について事実を正しく判断し、これらの処分を不当労働行為と認定するよう求めます。

氏 名	所 属	住 所

★署名呼びかけ人

都労委提訴団(国労東京地本9名)

本件代理人弁護士 佐藤 昭夫

同 弁護士 渡邊 良平 ほか

連絡先/署名集約先

〒245-0013 神奈川県横浜市泉区中田東4-12-12 辻井義春 TEL/FAX 045(803)1679